

# 鷹の捕獲技術について

—江戸時代の北日本を中心に—

菊池 勇夫

KIKUCHI Isao

(COE 共同研究員)

## はじめに

北日本の東北および北海道は鷹狩に適した大鷹（オオタカ）の産地で、東北諸藩や松前藩は幕府に鷹を献上したり、他藩からの求めに応じたりなど、鷹の供給者としての役割を果たしていた。近世前期には幕府や諸藩の鷹匠が北東北・松前に派遣され、鷹を目利きし買い付けていた。ここでは鷹を供給する側にもっぱら関心に向け、東北・北海道における鷹の捕獲技術を中心に、鷹の捕獲の担い手や鷹の捕獲場所の維持管理などを含めて、ささやかな検討を行なってみようと思う。

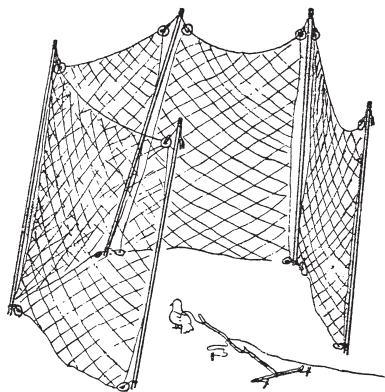


図1 宮内省用鷹の捕獲法 出典『放鷹』(宮内省式部職編 1931:335)

のように捕獲されていたのかという、技術を含むいわば鷹の出産に関わる問題であろう。

鷹の捕獲技術について知ろうとしたさい、宮内省式部職編纂『放鷹』がまずはひもとかれるものと思われるが、そこには大鷹（蒼鷹）と隼の捕獲方法が図入りで説明されている（宮内省式部職編 1931:334-342）。大正末・昭和初期頃、宮内省で飼養される大鷹は関東地方で捕獲されていたが、その捕獲法と、「本邦内地」で在来行われてきた捕獲法とが詳しく紹介されている。前者の宮内省用大鷹捕獲の場合は、罠となる生きた鳩（多くは野鳩）を罠具に繋いでおき、鉛製の重りを四隅につけた網を全体の形状が四角・六角型になるように罠具の回りに張り巡らす（罠具を置いた一方だけは開ける）。罠具を引いて鳩を羽ばたきさせて鷹をおびきよせ、飛び来

鷹儀礼や鷹場制度をめぐる研究は枚挙に遑がないほど蓄積がある。東北地方についても統一政権（豊臣・徳川氏）と東北大名の関わりを、鷹を通して描き出す精緻な研究が生み出されている（長谷川 1998）。私自身もだいぶ以前になるが、松前藩の鷹について考察を加えたことがあった（菊池 1981）。このような政治史的ないし国家論的な方面に主要な関心が注がれているかにみえる鷹をめぐる研究にあって、まだ不十分な点が残っているとすれば、鷹がど

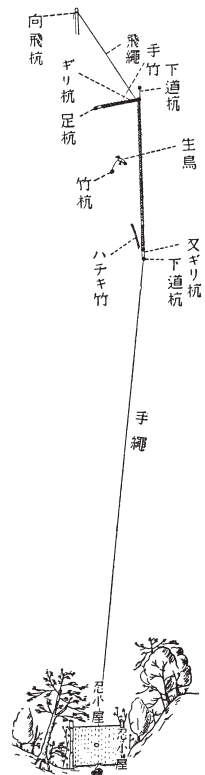


図2 在来の鷹捕獲法 出典『放鷹』(宮内省式部職編 1931:337)

たった鷹が網に触れると、重りによって自動的に網が鷹の体を覆うという仕掛けであった（図1）。

一方、在来の方法では（地域不詳）、囧の鳩または鴨の生鳥を繫いでおいた脇に、片無双網または片ヤロー網という長方形の長い網を張らずに束ね置き、察知されないように草・芥で隠しておく。鷹が生鳥を掴むや、少し離れた所にある「忍小屋」から網につなげた手縄を引くと、網が反転し獲物に覆い被さるようになっていた（図2）。宮内省型と在来型とを比較すると、どちらも網と囧を使うが、網の操作が自動か手動か、囧を操作するか否かという点に違いがみられる。その他に、鶯（モチ）を鷹に付着させて捕まえる搦（ハゴ）捕獲法があった。竹に麻を巻いて、これに鶯（モチ）をつけた搦を2本立てるが、搦の間に囧の生鳥（鳩・鴨）を繫ぎおき、鷹をおびき寄せた。なお、隼の捕獲でも茨城県鹿島郡の砂原で行なわれる搦を使った捕獲法が詳しく紹介されている<sup>(1)</sup>。

このように近代（明治～昭和戦前期）の鷹の捕獲法については『放鷹』の紹介によって知られるが、それが近世期（江戸時代）にそのまま廻り、大鷹の主要な出産地であった北東北・北海道にも該当するのか、という点までは明らかでない。幸いにも近世に描かれた鷹の捕獲の場面を描いた図・絵の類がいくつか残されている。文字づらだけによる説明ではその様子を想像し再現するのは難しいことであるが、鷹の捕獲技術の再現にもこれらの図・絵が有効であるに違いない。

## I 『奥民図彙』の「鷹待之図」

北日本における鷹の捕獲技術を記した文献では、比良野貞彦の『奥民図彙』が挿絵入りで説明し、最も詳しい捕獲法の紹介となっている。まずは、そこに描かれた「鷹待之図」を手掛かりとして検討してみよう。本書は内閣文庫所蔵の写本を底本として『日本農書全集』第一巻に所収されている（山田龍雄他編 1977）。比良野は弘前藩の江戸詰めの藩士で、弘前に帰国した1788年（天明8）6月から翌年3月までの間に本書を執筆したと考えられている（森山泰太郎解題）。

鷹関係の絵は、「鷹待之図」（図3）、「トヤ」（図4）、「鷹網」（図5）、「クルリ木」（図6）の四つである（山田龍雄他編 1977: 184-187）。「鷹待之図」が全体図にあたり、「トヤ」以下がその部分図という関係になっている。比良野は「其場ヲ九月九日所見ナリ」とわざわざ記しているように、三瀬寺（弘前市三世寺）の近くにある鷹待の場所に出掛けて実際に見学した。それだけ信憑性の高い絵といえる。

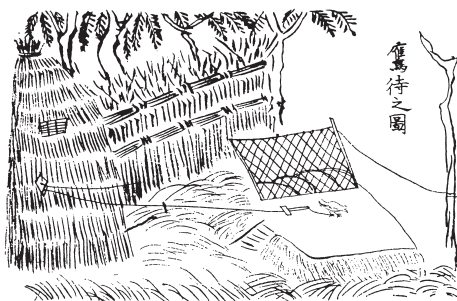


図3 鷹待の図 出典「奥民図彙」（山田龍雄他編 1977: 184）



図4 トヤ 出典「奥民図彙」（山田龍雄他編 1977: 186）



クルリ木のかたわらには「鷹網」を、竹をたわめて土にさしたものに掛けておく。図5は鷹網の設置の様子を示している。網の大きさは横2間に縦1間くらいもあり、網目は2寸ほどで、「ムソウアミ」と呼ぶものだという。壇の向かいに高さ2間ばかりに枝つきの木を立てておき、この木の下の方に鷹網を一筋の縄で繋ぎとめる。また、鷹網には鷹待の小屋から引けるように、もう一筋の縄がつけられている。鷹が飛来して鶏に噛み付いたときに、小屋のなかから縄を引いて鷹に網をかぶせて捕獲する。クルリ木につけている縄は、鷹が壇の向かいに立てた木に止まったさい、したがって枝つきというのは止まり木としての役目を持っているが、鶏を動かすために引くためのものであった。鶏を羽ばたかせて生きていることを鷹に認知させるのであろう。

鷹を捕獲するために隠れている小屋は、壇から30歩（1歩=6尺）余りの所に作られる。図4がその形状であるが、藁で作られ、乳（ニウ）の形をしている。乳とは稲を刈り取ったあと乾燥させるために円錐状に積み上げた、土地によってニオ、ニュウ、ニョウと呼ばれている稲積みのことを言っている。小屋の大きさは高さ1間、ないし1間半余で、丸くつくる。中には4尺四方の広さで、高さ3尺ばかりの床を設けて、その上に人が居る。壇の様子が見える三方に5~6寸四方程度の覗き窓をあけ、そこに簾を掛けておき、鷹が来たか見張っているわけである。小屋の両脇には8~9間くらいにわたって柴垣を作る。裏側にはたぶん小屋への出入り口があり、人の気配を感じさせないための柴垣なのであろう。

この隠れ小屋はトヤと呼ばれている。比良野はこのトヤについて、「鳥屋ト云事ニモアラズ、鷹ヲトル屋ト云事ニヤ」と解釈している。弘前藩でもトヤに鳥屋の漢字を当てて使うのが普通であるが、鳥を飼うための小屋という意味での鳥屋とは違うと考えて、そのように理解している。『改訂綜合日本民俗語彙』第三卷（平凡社）によると、栃木県などでは「秋の渡鳥を網でとる山中の小屋のこと」であった。また、『日本国語大辞典第二版』第9巻（小学館）の「とや」の項の方言をみると、「獵をする時身を隠す、小屋や草などで作った室」の意で使う地域に群馬、埼玉、神奈川、長野、静岡があり、前述の『放鷹』にいう「忍小屋」の呼び名ということができる。

野鳥を捕獲するために隠れている小屋をひろくトヤと呼んでいたことが確認できるが、弘前藩の場合には鷹を捕獲するための小屋がトヤであるばかりでなく、小屋を含め鷹捕獲の装置が設けられている特定の場所もまた鳥屋（鳥屋場）と呼ばれていた。鷹打場・鷹待場と同じ意味といってよい。

鷹を捕獲するのは、朝6つ時（午前6時）から昼4つ時（午前10時）頃まで、夕方は7つ時（午後4時）から暮までの時間帯であった。天気は晴れるより曇った日の方がよいとされる。鷹を捕獲する時節には、林の近辺での人の往来を禁止する。真名板淵林の中には、このような鷹捕獲場が3ヶ所あるといい（比良野が実見した鳥屋を含め3ヶ所の意味か）、鷹を取る者は「巧者」でなくてはできないことで、多くは三瀬寺村の者であると記している。

## II 真名板淵鳥屋の維持管理

真名板淵鳥屋の歴史については、『藤崎町誌』第一巻が「津軽を代表する鷹待場」であるとして、『奥民図彙』などの史料を紹介しながら、概説している（藤崎町誌編さん委員会編1996:271-298）。この『藤崎町誌』の記述も参考としながら、真名板淵の鳥屋がどのように維持管理されてきたのか、



検討してみよう。

弘前藩は、享保期の将軍徳川吉宗による鷹場再興に伴って、幕府から良質の鷹を献上する大名として期待され、色々と指示や問い合わせを受けることがあり、その中に真名板淵鳥屋についての質問があった(岡崎 2000)。その際、弘前藩で作成された回答書の控である「真名板淵御鳥屋之儀付御答之案文」(1717・享保2年11月～翌年3月)が津軽家文書のなかにあるが(弘前市立図書館所蔵、文書番号TK 787-1)、それによると、「逸物」として評判の高い真名板淵の鷹はどこから渡来してくるのか幕府側の関心が強かったようで、岩木山という「高山」から「落(おろ)シ申候」と答えると、さらに岩木山の絵図や岩木山から真名板淵までの道のりなどについて問われている。

そのうち1818年3月の弘前藩の回答には、「岩木山よりおろし候鷹真名板淵江当り候由申伝候、領分中鳥屋場数ヶ所御座候得共、真名板淵之儀ハ勝而逸物之御鷹出候由古来より申伝候」と、弘前藩でも真名板淵はとくに「逸物」の出る鳥屋場として「古来」から認識されていたことがわかる。真名板淵の地名は、1546年(天文15)に書かれたという「津軽中名字」(「津軽一統志」附卷)に藤崎郷の地名として「<sup>マナイタ</sup>俎 淵」が出てくるが(新編青森県叢書刊行会編 1974:396)、真名板淵の名は鷹とともに戦国期に遡ってよく知られていたというべきか。また、同回答には、「真名板淵御鳥屋より裏真名板淵御鳥屋迄式百間程、北真名板淵御鳥屋迄ハ三百間程御座候、長六百間余横四百間程之御鳥屋林ニ而御座候」ともあった。真名板淵・裏真名板淵・北真名板淵の3ヶ所の鳥屋が600×400間(約78ha)の広大な鳥屋林の中に設置されていたことになる。<sup>(2)</sup>

真名板淵の鳥屋が弘前藩で重視されていた点は、たとえば1670年(寛文10)5月28日に定めた、鷹捕獲のさい「御鷹待」の者へ与える支給額基準からも窺われる。黄鷹ないし若大鷹と呼ばれるオオタカの一歳の雌の場合、初種(最初に捕獲された一番鷹)銀10枚を最高に、二番・三番銀7枚、四番以下銀5枚となっていたが、真名板淵(真名板淵)だけは初、後ともに銀10枚と別扱いになっている。そして、「妙見堂真名板淵ハ名鳥屋ニ候間、荒申間敷候」との但し書きまでがつき、厳重な管理が求められていた(長谷川校訂 1991:775-776; 国立史料館編 1981:96)。

参考までに黄鷹以外では、山鶺大鷹(山鶺り、二歳のオオタカの雌)銀3枚、若兄鷹(一歳のオオタカの雄、兄鷹は雄、弟鷹は雌をいう)銀2枚、兄鷹山鶺銀1枚、鶺(ハイタカ)銀1枚、隼(ハヤブサ)銀1枚、の支給であった。これらの支給基準は、1686年(貞享3)12月4日に初種7枚などと引き下げられているが、そこでも真名板淵妙見堂7枚、裏真名板淵5枚と別記載となっていた。なお、史料によって妙見堂が真名板淵の前・後に書かれている。真名板淵と妙見堂とが何か一体的な地名のように思われるが、妙見堂は戦国期に遡る外浜の一地名(「津軽中名字」、現青森市)としてみえ(新編青森県叢書刊行会編 1974:399)、両者は別場所である。

真名板淵産の鷹の将軍への献上としては、たとえば『弘前藩庁日記(国日記)』の1670年(寛文10)9月28日条に、「まな板淵」で捕獲された若黄鷹1連が金木村「きつぶし」での1連とともに江戸に送ったことが記されている。前日条に「御献上」とあるので、将軍への献上とみてよい。この年には弘前藩は他に鷹11連を江戸に上せているが、うち9連が「払い」すなわち売却用、残り2据が六郷伊賀守(正勝、出羽本荘)、加々瓜甲斐守(直澄、寺社奉行)への進上用であった。

真名板淵の鳥屋に関係する記事として、『津軽歴代記類』上に1672年(寛文12)、「鷹狩場、三世寺、真郡那板林へ雑木三万本植付成就」(「工藤家記」、青森県文化財保護協会 1959:130)とあるの

が注目される。「鷹狩場」とあるから、鷹狩すなわち鷹を使って狩猟する場所（弘前藩では「御鷹野」と呼ぶ）のようにも思われるが、そうではないだろう。同年の同じ事柄をさしている『本藩明実録・本藩事実集』上（盛田監修 2002: 106）には「此年御鷹待場真那板淵鳥屋の雑木三万本仕立被仰付候」とあって、鷹狩場とは鷹待場であることが判明するからである。弘前藩はオオタカが繁殖するように植林までも実施して、逸鷹の産地として誉れの高い真名板淵鳥屋のある雑木林の保護・管理に努めていたことになる。

17世紀後半の弘前藩は岩木川流域を中心に新田開発が進んだ時代であったから、雑木林がつぎつぎ伐採され消えていき、鷹待場、鳥屋の保全も危うくなっていたことが想像される。弘前藩は1664年（寛文4）12月16日付「定」で、御鳥屋廻奉行に対して鳥屋場法度とでもいえるような鳥屋の管理について指令しているが、そのなかに「御鳥屋主共先年より預り候鳥屋場之内、自分として右之鳥屋脇へ寄せ、其近所之田地違乱仕、又林之内畠作など仕由に候、其段詮議仕堅無用に可被申付候事」とあるように、鳥屋の維持よりも田地を優先し、さらには林地内で畠作を行なう鳥屋場預り主の行為をきびしく指弾していた（国立史料館編 1981: 35-36）。

他にも、鳥屋林の生木はもちろん、踏み折れた木、かやであっても一本たりとも取らせてはならないこと、鳥屋主の者は預り鳥屋林を紛らかして伐採している由だが、見聞きしだい注進すること、鳥屋場より四方百間の範囲内では田畠の開発は一切認めないこと、といった箇条がみられる。いかに弘前藩が鳥屋場の管理に腐心していたかがわかる。

それは真名板淵鳥屋でも例外ではなかった。『弘前藩庁日記（国日記）』1663（寛文3）年5月12日条に、「三世寺村才二郎、御鳥屋場にて木を切候、出入ニ付籠舎申付候、御鳥屋を召上ケ一命赦免ニ申付候」とあるように、三世寺村の才二郎なる者が鳥屋場の木を伐採したとして捕まり、鳥屋を没収されるという事件が起きている。真名板淵と明示されていないが、三世寺村の者が関わる鳥屋といえ、真名板淵の鳥屋の可能性が高い。また、木を切った理由は明らかでないが、何らかの開発行為に伴ってのことだったのではないか。この才二郎の事件ばかりなく、鳥屋周辺の雑木林が伐採されて衰微している現状があって、1672年（寛文12）の植林が行なわれたのであろう。

比良野が訪ねる百年以上も前のことであったが、比良野が「木立甚シケク、身ヲウハメテ木ノ間ヲトフルナリ」と記した密生状態は自然林のままではなく、植林やその後規制力の強い維持管理によって保たれてきたものであった。鷹の献上等を通して名誉ある地位を維持しなくてはならない領主的要請によって、森や林が結果的に守られる効果を生んだのである。

鳥屋の維持管理および鷹の捕獲は誰によってなされていたのだろうか。右の才二郎一件で、鳥屋召し上げとあるので、才二郎が1664年（寛文4）12月16日「定」に出てくる「鳥屋主」であったと考えてよいだろう。その「定」には、「先年より預り候鳥屋場」とあるので、寛文4年よりそれほど離れていない頃に確立した制度かと思われる<sup>(4)</sup>。鳥屋・鳥屋場は本源的には藩の所有とされるものだが、それを付近の住民（百姓）に預けて鳥屋の維持管理の一切を任せていたことになる。「定」には「鳥屋主」とは別に、鳥屋場に詰めさせて鷹待ちさせる「鷹待之者」が出てくる。「御鷹兵糧」というのは鷹待ちへの支給米かと思われるが、先年定め通り、1人に蔵米京升1石ずつの支給額であった。鷹待ちの時節には鳥屋廻りの奉行が手代を派遣して鷹待ちの者に精を出すように促した。鷹を捕獲したときには、前述したように、1670年（寛文10）または1686年（貞享3）以後には規定の下付銀基

準額にしたがって、扶持方（右の蔵米1石をさすか）を差し引き支給していた。

鷹待ちというのは、本来は鷹打場に待ち受けて鷹を捕獲する行為のことであるが、「鷹待之者」あるいは単に「鷹待」と言っても、職能的に鷹を捕獲する者をさす場合もみられるようになる。そうになると、領主に仕えて鷹を飼養・訓練する鷹師・鷹匠とは分化し、身分的にも区別される。しかし、戦国時代までさかのぼれば、鷹師も鷹待ちの者もそれほど大差はなく、戦国大名らの鷹ブームを背景に、鷹を捕獲し飼養する技術を持って、さかんに東北地方へ進出してきたのであろうと思われる。その片鱗を近世前期に蝦夷地に入り込んだ他国出身の「鷹待」から窺うことができる（菊池1981）。彼らの中には鷹匠として藩に仕える者があり、またそうではなくても鳥屋場の近くに定着し、藩から扶持米を支給されたり、あるいは捕獲したさいには褒美銀を与えられるなどして、例年の鷹捕獲に従事していったのではないかと推測される。村に定着すると、鷹の捕獲は期間に限られる季節労働なので、手すきの間に田畑の開発を行ない農民化していく。弘前藩の場合、およそそのように考えておきたい。鳥屋主と鷹待ちの者との関係も定かではないが、鳥屋主も鷹の捕獲に無関係だったとは考えにくく、元来は鷹待ちするために定着した人々の草分け的な有力百姓とでもみておけばよいだろうか。やや推測にすぎたかもしれない。

弘前藩の鳥屋場は、『弘前藩庁日記（国日記）』から拾いあげることが可能であるが、長谷川成一氏の作成した「戦国末・近世初期津軽領内図」（長谷川1998:92-93）によれば、戦国末期にさかのぼる鷹待場のある古村は、弘前・藤崎辺から大鰐方面の岩木川支流平川の流域に集中している。おそらくは真名板淵の鳥屋もそのような古さを持っているのであろう。幕末に近いが、弘前藩が鳥屋場の所在を調べ幕府に届けた1846年（弘化3）の書き上げがある（長谷川監修2002:983-988）。幕府鷹匠組頭戸田吾助に「御国御鷹場所」（御鳥屋）の上申を求められたためであったが、作成にさいして享保年中の「調帳」と付き合わせている。

この書き上げによれば、1846年（弘化3）当時、全部で30か所の「鳥屋」が確認され、そのうち21か所が旧来（享保以来）からの鳥屋、9か所が宝暦以来の新規に取り立てられた鳥屋であった。このうち、真名板淵の名がつく鳥屋には、表真名板淵、新真名板淵、裏真名板淵、北真名板淵の4か所があり、いずれも享保の調べにあるとされ、それぞれに「持主」（鳥屋主）の名が記載されている。三世寺村の治五兵衛なる者が裏真名板淵の持主であった。<sup>(5)</sup>

### III ムソウアミ（無双網・無双羅）

比良野は仕掛け網をムソウアミと呼んでいた。『放鷹』にも片無双網とあった。鷹を捕獲する網について事例を少し探索してみよう。木村兼葭堂（孔恭）の序がある1799年（寛政11）刊「山海名産図会（日本山海名産図会）」は、日本各地の産物を図解したものとよく知られ、「田獵品<sup>かりのしな</sup>」として鳥類および熊の狩猟に関する図が9点掲載されている。そのなかの一つに「張切羅をもつて鷹を捕」の図（図8）がある（長谷編集1982:276-284）。著者によれば、鷹を「捕り養ふ者は、すべて巢中に獲て養ひ馴れしむ」のであるが、伊予国小山田では7～8月頃山岳地帯に飛来する鷹（鷓鴣、兎鷄＝コノリの雌）を、羅（あみ）を使って捕獲するといひ、その様子を挿絵で紹介している。

その網は「張切羅」（はりきりあみ）と呼ばれ、目の広さは1寸ないし2寸、すが糸（撚りをかけ



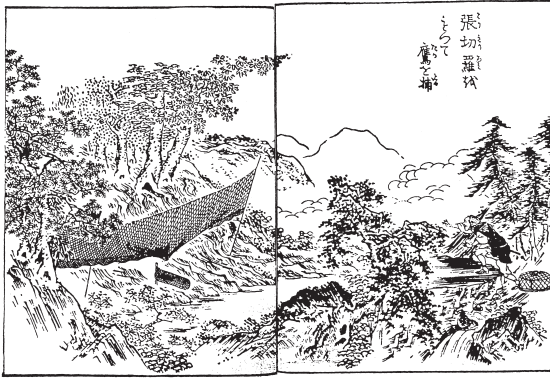


図8 張切網をもって鷹を捕る 出典「山海名産図会」  
(長谷編集 1982: 277)

にからみつき捕獲できるというものであった。津軽の『奥民図彙』とは、罠を使うのは同じといっても、網を引かずに自然とからませるといって大きく異なり、『放鷹』の宮内省型と同じ発想である。「張切」という呼称もそのことを表現しているだろう。

「山海名産図会」で『放鷹』の在来型や、『奥民図彙』のムソウアミにむしろ近いのは、摂津国島下郡鳥飼での鳧（鴨）を捕る法であろう。図9の「津国無双返鳧羅」とあるのがそれで、近年尾張の猟師に習って「かへし網」を用いるようになったもので、「便利の術」と評価している（長谷編集 1982: 279-280）。6間に幅2間ばかりの網に20間ばかりの網を付けるが、「水の干潟あるいは砂地に短かき杭を二所打ち、網の裾の方に結び留め、上の端には竹を付け、その竹をすぢかひに両方へ開き、元打ちたる杭に結び付け、よくかへるやうにしかけ」たものという。この文から仕掛けを復元し、図7を想像するのは容易ではない。羅（網）・竹・網とも砂をかぶせて隠し、網の前を少しくぼめて米・稗を撒いておく。鳧の群れが来たとき、羅を二人がかりで引き返せば一挙に数十羽を捕獲することができるという。これが「無双がへし」と呼ばれる羅であった。無双というのは、並ぶものがない、そのような一網打尽ぶりを形容しているのだと思われるが、獲物を罠の餌で誘い出し、それに網を引きかぶせて捕まえる狩猟法をさす言葉として、無双網（羅）の名が広まったのであろう。無双網は水鳥猟などの狩猟法として知られているが、弘前藩の例などのように鷹の捕獲に使う仕掛け網もそのように呼ばれた。無双網の呼称がいつ頃はじまり、それがどのように技術伝播していったのか、鷹と鴨のどちらが先かなど、ここでは明らかにしえない。

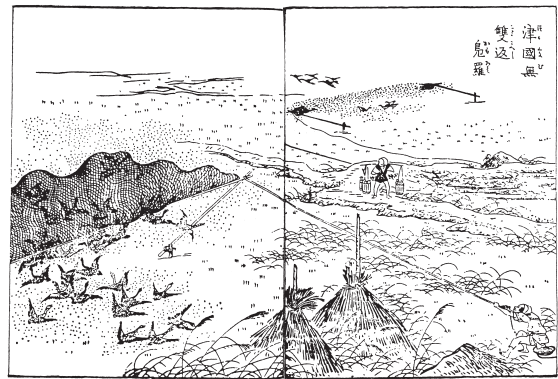


図9 津国無双返鳧羅 出典「山海名産図会」(長谷編集 1982: 280)

無双羅という網の呼称は、幕末になるが、松浦武四郎の未刊の草稿本「蝦夷山海名産図会」に紹介された鷹の捕獲に出てくる。その装置の形状を描いた図10の説明文には次のように記されている。

また松前、箱館在にて捕るは（次図の）如く、曠野中に小屋を立、其中え入居、五六十間を隔て無双羅を仕懸、其下に鶏をつなぎ置伺ひ居るに、鷹其鶏を見て下り其鶏を抓むや羅を返す也。其仕懸他邦の捕方とは大に容易にして、其近辺え往来の者また樵等の通るをもさして咎むる事なし。



按ずるに、是は人少き国の鳥なれば、自然人の恐ろしき事を未だしらざるなるべし（秋葉翻刻・編 1997:318-326）。

武四郎が北海道島にはじめて渡ったのは1845年（弘化2）年のことで、翌46年（弘化3）、49年（嘉永2）年の旅の観察記録は『三航蝦夷日誌』としてまとめられた。その松前と箱館の往来のなかで、福島村、知内村、亀田村の箇所「鷹取小屋有」と記している。そのうち知内村辺では「余八月下旬ニ通る時ニ渡り鷹を取るを見たりしが、畑中ニ鶏を置有。其鶏ニかゝりし時ニ起罾（ムソウ）を引

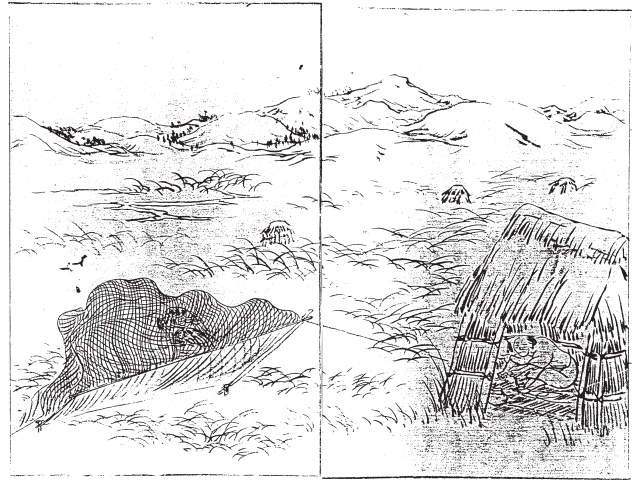


図10 無双羅にて鷲を獲る図 武四郎は本文では鷹としているので、鷹・鷲をそれほど区別していないのであろう。「蝦夷山海名産図会」（秋葉翻刻・編 1997:324-325）

冠らしむるなり。凡此処に七、八ヶ所も有りける。惣而領内に四ヶ所有るよし。其内に其鷹は此所を第一とすと。例年献上のもの此処より出る也」と述べていることからすれば（吉田校註 1969:88）、このときの見聞が「蝦夷山海名産図会」に生かされているのであろう。

図10 および説明をみるならば、鷹を捕獲する基本的な装置という点では、『奥民図彙』のそれとほとんど変わるところがない。罾の餌に鶏を使うこと、網を引きかぶせて鷹を捕獲すること、そして無双羅という呼称である。ただし、他邦の捕獲法と比べて「容易」、すなわち簡便、粗放な方法と指摘されているように、小屋の作りといい、網の設置方法といい、津軽の用意周到な気配りとは比べ物にならない。

武四郎前の松前藩における鷹の捕獲については、1717年（享保2）の「松前蝦夷記」（松前町史編集室編 1974:383-384）が比較的詳しい。1669年（寛文9）のシャクシャインの戦いの頃には和人の鷹匠・鷹侍が蝦夷地に入り込んで鷹を捕獲していたが、その当時にはそのようなことがほとんどなくなり、「鷹打」の場所は松前東西在郷（松前地）に390ヶ所余あった。1716年（享保元）には黄鷹だけで80据打ち、他にも鷹山鶉を数多く打たせたという。將軍徳川吉宗の鷹場復活の動きに連動してのたくさんの鷹捕獲であったろう。「鷹侍之鳥屋場」「鳥屋ニ而打」とあるから、鷹打場を鳥屋、鳥屋場と呼んでいたことになる。「鷹打稼」は8月から冬・雪中にかけて打つとし、餌鳥に鶴を繫いでおく。鷹が餌鳥を取りにきて組み合っているところを、「ふせ網を仕かけ置打ちかけ」て捕獲する。「ふせ網」とあるから、網を地面に伏せておいて、それをタイミングよく引いてかぶせるのであろう。無双網の名こそ使われていないが、仕掛けるとあるので武四郎の見たものときほど変わらないように思われる。その頃には無双網の呼称はまだ生まれていなかったか、広まっていなかったことを示すのかもしれない。「御鷹の鶴」といって鷹狩り・鷹儀礼で珍重された鶴を罾に使うのも松前らしいが、18世紀初め頃には鶴を容易に確保できたのであろうか。

鷹打ちする者は西・東在郷ともに村々に「先年より打馴申候者」が住んでおり、これに「過分之扶持米」を支給して鷹を打たせ、初若黄鷹を捕獲した者には金5両、ほか黄鷹の品位により2~3両の褒美を与えた。弘前藩の場合と同様の方式といってよい。390ヶ所ある鷹打場といっても、そのすべてで毎年稼業するのではなく、その年の鷹の出筋を見定めて、然るべき所で鷹を待つのだという。松

前藩では家中にも鷹打場を与えており、良鷹は藩主が買い上げ、その余は自分売買していた。巢鷹についての記載もあるが、それは鳥屋場での鷹打ちとは違うので後述する。

残念ながら絵はないが、菅江真澄も東北・道南の旅であることから鷹・鷺に関する記述を多く残しており、そのなかに鷹の捕獲法を記した箇所がある。1785年（天明5）3月6日、秋田藩の雄勝郡岩崎村（湯沢市）の石川氏の家に数日滞在していたときのことであるが、真澄は遠方の山々を見ていたとき、外山（人里に近い山）の頂に「両下のありける家」が目に入った（「小野のふるさと」、内田・宮本編 1971a : 243）。その説明でよいのかかわからないが、両下について全集の校訂者は「千木」と注記している。その家は何か聞いてみると「鷹まちのや」とのことであった。秋の頃、鳩をいくつも糸でつないでおくと、天空を行く鷹が飛び下ってくる。鳩は七霞を見通すよい眼をしているので、鷹に恐怖して尾羽を打ち叩いて驚き騒ぐ。ほどなく鷹が下ってきて鳩をつかもうとするところに「網引かぶせて」捕獲する。春は「やま帰り」といってよくない鷹なので、飛来してきても待たない。およそそのような捕獲法を書き留めていた。

真澄は網を実際に見たわけではなく名称も記していないが、網を引いて鷹にかぶせて捕獲すると述べているから、比良野や松浦が見た無双網のような装置なのであろう。ただし、違うところは罠に鶏ではなく、鳩をそれも一羽ではなく「いくつも」繋いでおくという点であった。罠に使う餌鳥は地域によって多少異なっていたことになる。真澄は松前城下近くの礼髭でも、「大鷹待の小屋」にあることを聞いているが（「蝦夷廻天布利」1791・寛政3年5月25日条、内田・宮本編 1971b : 96）、詳しくは何も記していない。

小論では北東北を中心に述べてきたが、無双網と呼ぶかどうかは別にして、また地域によって多少の仕掛けの差異があっても、鳥屋と呼ぶ小屋の中に人が隠れ、罠の鳥をつかまえるために下りてきた鷹を、小屋から網を引いて網を鷹にかぶせて捕獲するという方法は、『放鷹』が在来の捕獲法と述べていたように、最も一般的な捕獲技術として全国的に広まっていたことは確かなようである<sup>(7)</sup>。このように狩猟法の基本型は変わらなくても、装置が鷹資源の豊富であった松前のように簡単な仕掛けであったものから、津軽などのようにだんだんと精緻になっていったとみてよいだろう。網についていえば、張切網・宮内省型のように網に鷹が触れると自動的に覆いかぶさるものと、人力によって網を返して鷹にかぶせるものとの二つの方法があり、その二つのどちらが前後関係というのではなく、それぞれに展開を遂げたように思われる。また、鶏・鳩など罠のほうも、ただ生きた鳥を繋いでおくというだけでなく、その鳥を効果的に動かすようにする仕掛けも工夫されてきたのであった。

#### IV 巢鷹を取る

前述のように「山海名産図会」は、鷹は巢の中から得るものとし、伊予の張切羅はやや例外的な書きぶりであった。そして、「他国また奥州の大鷹は巢鷹と云ひて、巢より捕ふあり。その法いまだ詳らかならず」と記すだけだった（長谷編集 1982 : 277）。鷹のもう一つの捕獲法である巢鷹について最後に述べておくことにしよう。

松前藩の場合、1717年（享保2）の「松前蝦夷記」（松前町史編集室編 1974 : 384-385）によると、享保頃には巢鷹は蝦夷地で捕獲されていた。鷹は人間の通路がたやすい場所には巢をかけないものと

いい、アイヌの人たちが鷹の巣がある所を日中によく観察して、巣子を捕るべき時期を考え、月夜に巣のある所に行って捕獲した。巣子はふつう 10 のうち 2~3 くらいが良い鷹で、10 全部が駄目だったり良かったりする事もあった。巣子を捕るとただちに松前藩に報知し、鷹匠が派遣されて引き取った。鷹匠に引き渡すまでは川魚を餌に飼い、鷹匠の手によってはじめて餌鳥が与えられたという。

菅江真澄も「えみしのさえき」1789年(寛政元)6月28日条(内田・宮本編1971b:75)に松前地西海岸の清辺(福山)で、次のような話を聞いている。このあたりの山中に、「鷹の倉」といって、「かまはやぶさ(鎌隼)」がすむ場所があり、「その、ちひろの岩のつらより人を籠にのせてつりさげ、たかの子をと」とあるように、巣子捕りは絶壁での危険な作業であった。巣から雛を捕ったならば、目貫、小柄、小刀のようなものを巣の中に置いてくるのがならわしで、そのようなことを必ずしなければ、鷲や鷗(クマタカ)などに捕られたと鷹は思い、つぎの年には別な場所に営巣するというのであった。

岩壁のような険しい場所での鷲(鷹とみてもよいか)の巣子捕りの場面は、松浦武四郎の「蝦夷山海名産図会」に描かれている(図11)。この図はアイヌの人たちが、「絶壁断岩の下は洪濤の撃して舟のよせ難き」場所で、上から「箆(サラネフ)」に乗って下って捕っているところである。また、数十尺の樹上に上って捕ることもある。巣の子がピヨピヨと鳴く頃を時として上って捕るが、今はこの業をなすことを恐れ、巣立ちを待ち、いまだ羽が健強でないのをねらって押さえるように変わったと記している(秋葉翻刻・編1997:320-323)。いずれにしても、巣鷹は命がけの危険な作業であったことが窺われ、網掛けして捕獲するほうが容易であった。<sup>(8)</sup>



図11 窠鷲を箆に乗りて獲る図「蝦夷山海名産図会」(秋葉翻刻・編1997:322)

東北地方の例として盛岡藩の場合を紹介しておこう。『盛岡藩雑書』によると、元禄以前には、例年のごとく「御鷹之巢改」として「御巢見」の面々が任命されて、領内各地に派遣されていた(1672・寛文12年1月22日条, 盛岡市教育委員会・中央公民館編1989:115-116)。鷹の巣が新たに発見されると、人馬を一切その山中に出入りさせず、そのことを知らせる「札」が立てられた(1683・天和3年5月11日条, 盛岡市教育委員会・中央公民館編1991:59)。鷹の巣がどのように管理されたかは、1672年(寛文12)6月9日条の記事が参考となる(盛岡市教育委員会・中央公民館編1989:191)。田名部のうち奥部材木山で鶴の巣元に4つ「玉子」があるのが確認され、そのうち3つが「貝割」したが、5月12日の夜それが失われてしまい、巣番の者4人が詮議を受け、科代金5両を命じられている。肝煎が出てくるので巣番は村方の者が勤めていたことになる。

時代は下るが、三戸通の巢鷹御用懸(代官所に奉公する所給人の役)によって記録された「御用覚帳」が残されている。『青森県史』資料編近世4に1753年(宝暦3)の一年分のみが抄録されている(青森県史編さん委員会編2003:172-173)。この年は3月17日から御用懸の御山見分がはじまり、同25日に瀧御山に隼が巣籠りしていると山守・肝入・大肝入から訴えがあった。これを御用懸が見分して確かめ代官に報告した。また、4月5日には犬子加くら御山でも隼の営巣が確認された。瀧では「玉子」が3つあり、4月15日に3つのうち2つが「貝割」し、犬加くらでは「玉子」が2つあ



り、同 22 日に 2 つとも「貝割」している。

巣子が育つ様子を見守るなか、5 月 9 日に藩の鷹匠が盛岡から現地に派遣され到着、翌 10 日に瀧で巣子下げを行ない、2 据とも弟隼（雌）であることが判明し「御用」に立つとして盛岡に送られることになった。11 日には犬加くらの巣子を下ろしたが、2 据とも「兄隼」（雄）で役立たないといって再び巢元へ上げもどしている。瀧巣子 2 据の褒美銭として一貫文、および期間中の賄銭が代官より支給されている。このように盛岡藩では、巢鷹の捕獲にあたって、御用懸をはじめとして山守・肝入などが深く関わり、細心の注意を払いながら巣子を確保していたのである。

盛岡藩は松前藩、弘前藩にならぶ鷹の供給地として重要な藩であった。むろん巢鷹だけでなく、鷹待ちによる黄鷹の捕獲も行なわれていた。元禄以前の例では、盛岡藩士のなかから「鷹待」を任命して各方面の「鳥屋」に同心を派遣したり、地侍を動員するなどして、若黄鷹を捕獲していたことが『雑書』の記事から知られる。<sup>(9)</sup> 家臣団によって担われているという点で、弘前藩や松前藩とは異なっているように思われる。ここでは北日本を中心に述べるにとどまったが、全国的な御巢鷹山の検討にまではいたらなかった。<sup>(10)</sup> 今後の課題としておきたい。

## 注

- (1) 『民俗資料選集・狩猟習俗』I（文化庁文化財保護部編 1973: 171-178）の第一章「はやぶさ捕りの習俗——高木豊蔵・寅吉親子聞き書き」に竊を使った鹿島台地における捕獲法が紹介されている。宮内省に隼を納入していたとあるので、『放鷹』の記述の取材源である可能性が高い。
- (2) 真名板淵一件をめぐって弘前藩の江戸藩邸と国元との間でやりとりがあったことは、「弘前藩庁日記（国日記）」1717・享保 2 年 12 月 10 日条、1718・同 3 年 2 月 9 日条にもみえる。後者によると、国元から江戸に差し寄せた図に真名板淵の鳥屋林の北の方、川を隔てたところの林に「御鳥屋林」とあるのは、北真名板淵のことかとの江戸からの問い合わせがあった。北真名板淵も裏真名板淵も「真名板淵林より式百間三百間隔一並ニ御鳥屋林有之」、違ふとの郡奉行の僉議であった。元禄年中の「御国絵図」にもその「御鳥屋林」が記載されており、どのような事情か問題となっていた。
- (3) 同様の処罰に、1693 年（元禄 6）に藻川村御鳥屋林の木を切ったとして三人の者が籠舎になった例が知られる（「弘前藩庁日記（国日記）」元禄 6 年 4 月 6 日条、五所川原市編 1995: 311）
- (4) 後世の記述であるが、1812 年（文化 9）の「鷹待場所覚」（「御用格」）には、「御鷹撃場所被仰出儀ハ瑞祥院様御代之由、其後妙心院様御代元禄年中（1688-1704）凶歳之節引取被仰付候処、正徳元年（1711）又々被召出、懸り合役被仰付候由……」とあり（五所川原市編 1995: 309-310）、鷹打場の設定は瑞祥院＝藩祖津軽為信代（在位 1567・永禄 10～1607・慶長 12）とされている。なお、妙心院は 4 代藩主信政（在位 1656・明暦 2～1710・宝永 7）。
- (5) 前述の享保期の史料では真名板淵、裏真名板淵、北真名板淵の 3 箇所であり、一箇所多くなっている。表真名板淵が真名板淵に該当し、新真名板淵というのは享保期かどうかは別にして一番新しく設定された鳥屋なのであろう。また、(4) の「鷹待場所覚」では、表真名板淵、中真名板淵、裏真名板淵の 3 ヶ所の真名板淵のつく鳥屋が書き上げられている。時期によって、真名板林内の鳥屋の呼称・数には多少の変化があったことになる。
- (6) 『狩猟図説全』（農務局纂訂 1892）によると、無双網を使う狩猟法は、雀、椋鳥、鳩、鴨、雁の猟に見られる。現在でも無双網は新潟県・福岡県などの鴨猟に使用されている。河岡武春「漁民の水鳥猟」（河岡 1977）は鴨猟のさまざまな狩猟法を紹介し、その一つに「山海名産図会」の無双網を取り上げている。なお、無双の名は赤松宗旦「利根川図志」（1855・安政 2 年自序）に紹介される、利根川河畔の布佐（現我孫子市）における鮭猟の仕掛け網としても出てくる。「無相（むそう）仕掛けの図」が掲載され、「これ網代の遺製なり。近時



多く廃せり」とし、仕掛けの説明がなされている（鈴木 1980:149-150）。魚網と狩猟網の関連も想定すべきであるが、この場合にはムソウという名ばかりが共通しているにすぎないかもしれない。

- (7) 鷹の捕獲法については本文で述べたほかに、注(1)「はやぶさ捕りの習俗」に、『新編常陸国誌』を引用して鹿島郡における鷹の捕獲法を紹介している。囹の生き餌には「大セン千鳥」を使い、砂上に落ちてきた鷹を網を引き返して捕らえたという。

小野蘭山『本草綱目啓蒙』（1803・享和3年—1806・文化3刊）は、「凡鷹巢中ニ居雛ヲ捉テ養フヲ、スダカト云。即、北人多取雛養之ト云、是ナリ。又囹ヲ以テ捉テ養フヲ、トヤマチト云。即、南人八九月以媒取之ト云、是ナリ。又鷹ノ雛已ニ長ジテ食ヲ求テ飛翔スルヲ見テ、樹間ニ網ヲ張、死鳥ヲ其傍ニ置バ、雛鷹來リ死鳥ヲトラントスル者ヲ羅シ捉ヲ、アガケト云」と述べ、スダカ（巢鷹）・トヤマチ（鳥屋待ち）・アガケ（網掛け）の三種類の捕獲法を記す（小野蘭山 1992:42）。このうちトヤマチが本節の鳥屋場鷹待ち・無双網に該当する。網掛けは中世の和歌にも詠まれているから、返し網より古い捕獲法であろうか。

方言集も用例の収集に役立つが、近世後期の仙台言葉を集めた「浜荻」には、「むさう 夢想組共、鳥を捕に用ふ」とあり、江戸言葉の「てがへし」に対応するとしている（小倉 1932:251）。ただし、鷹の捕獲に用いられていたのかは不明。無双・無双網の呼称は長野県、栃木県でも確認される（小学館『日本国語大辞典第二版』第12巻）。『古事類苑』（遊戯部十四放鷹）も参照のこと。

なお、『放鷹』には片無双網とあったが、片と付くのは本来、対（二つ）のものであるという認識があったからだろうか。『日本史モノ事典』に掲載された鴨猟の「むさう網」の図は、囹を間に左右に網がそれぞれ仕掛けられ、網を引くと両側から獲物・囹に覆いかぶさるような装置となっている（平凡社編 2001:61）。

- (8) 菅江真澄や松浦武一郎が記した、岩や崖の上から籠を下ろし、その籠に乗って巣子を取る狩猟法は古くからのものとみえて、『今昔物語集』巻第十六「陸奥国鷹取男、衣観音助存命語第六」に出てくる。大海の荒磯に屏風を立てたような巖に鷹巢があり、巖の上に杭のようなものを打ち、それに縄を付けて籠を結び、その籠に男が乗って下り、鷹子を取って籠に乗せて上に引きあげた。鷹取りの男は騙されて鷹巢のある所に置き去りにされたが、蛇＝観音によって助けられたという物語であった。陸奥国とあるから、松前で観察された巢鷹捕獲法はそれを長く継承してきたものであろう（山田孝雄他編 1961:431-433）。また、「肥前州産物図考」にも籠を吊り下ろしたり梯子を使って断崖の巢鷹を捕獲する図が載っている（秋山他編 1991:52-53）。

- (9) 盛岡藩では、近世初期から家臣を鷹待に派遣する方式であったようである。たとえば、1610年（慶長15）、南部利直が岩館右京・泉山惣左衛門を「御鷹待」に派遣するので、両人の手形次第に扶持方を渡すよう代官に指示した文書が残っている（青森県史編さん委員会編 2001:187）。

- (10) 幕府代官領については、たとえば加藤高文『地方大概集』に記載される「御巢鷹山之事」が参考になる。正月初旬頃、村方で「羽振」（巢籠りのこと）の場所を確認し代官に注進する。手代による見分の上、代官が勘定所鷹方へ届け、下知を伺う。巢鷹が成長すると、再び村方から注進があり、その旨を届けると鷹匠が派遣されてきて据上げとなる。およそそのような段取りであったが、村方にはそれぞれに仕来りがあり、「巧者」がいた。村方滞在中の鷹匠の扶持は物成米（年貢米）のうちの置米しておくものという（小野文雄校訂 1981:198-199）。

## 引用文献

秋葉実翻刻・編

1997 『松浦武一郎選集』二 北海道：北海道出版企画センター。

秋山高志他編

1991 『図録・山漁村生活史事典』東京：柏書房。

青森県文化財保護協会編

1959 『津軽歴代記類』上（みちのく双書第7集）青森：青森県文化財保護協会。

青森県史編さん委員会編

- 2001 『青森県史資料編近世1』青森：青森県.  
2002 『青森県史資料編近世2』青森：青森県.  
2003 『青森県史資料編近世4』青森：青森県.
- 文化庁文化財保護部編  
1973 『民俗資料選集・狩猟習俗』I 東京：国土地理協会.
- 藤崎町誌編さん委員会編  
1996 『藤崎町誌』第一巻 青森：藤崎町.
- 五所川原市編  
1995 『五所川原市史料編』2上巻 青森：五所川原市.
- 長谷章久編集  
1982 『日本名所風俗図会』16（諸国の巻I）東京：角川書店.
- 長谷川成一校訂  
1991 『御用格（寛政本）』下巻 青森：弘前市.
- 長谷川成一  
1998 『近世国家と東北大名』東京：吉川弘文館.
- 長谷川成一監修  
2002 『御用格（第二次追録本）』青森：弘前市.
- 平凡社編  
2001 『日本史モノ事典』東京：平凡社.
- 河岡武春  
1977 「漁民の水鳥猟」『民具マンスリー』10（4）：1-8.
- 菊池勇夫  
1981 「鷹と松前藩——近世初・前期を中心に——」地方史研究協議会編『蝦夷地・北海道——歴史と生活』pp. 121-143, 東京：雄山閣出版.（のち、菊池勇夫『幕藩体制と蝦夷地』1984年、東京：雄山閣出版所収）.
- 国立史料館編  
1981 『津軽家御定書』（史料館叢書3）東京：東京大学出版会.
- 宮内省式部職編  
1931 『放鷹』東京：吉川弘文館（1983年再版）.
- 松前町史編集室編  
1974 『松前町史史料編』第一巻 北海道：第一印刷出版部.
- 盛岡市教育委員会・中央公民館編  
1989 『盛岡藩雑書』第三巻 岩手：熊谷印刷出版部.  
1991 『盛岡藩雑書』第五巻 岩手：熊谷印刷出版部.
- 盛田稔監修  
2002 『本藩明実録・本藩事実集』上（みちのく双書第45集）青森：青森県文化財保護協会.
- 農務局纂訂  
1892 『狩猟図説全』東京：農商務省蔵版.
- 小倉進平  
1932 『仙台方言音韻考』東京：刀江書院.
- 岡崎寛徳  
2000 「享保期における鷹献上と幕藩関係——津軽家を事例として——」『日本歴史』621：54-70.
- 小野文雄校訂  
1981 『地方大概集』埼玉：中央社.

小野蘭山

1992 『本草綱目啓蒙』4 東京：平凡社（東洋文庫）.

新編青森県叢書刊行会編

1974 『新編青森県叢書』1 東京：歴史図書社.

鈴木棠三

1980 『日本名所風俗図会』2（関東の巻）東京：角川書店.

内田武志・宮本常一編

1971 a 『菅江真澄全集』第一巻 東京：未来社.

1971 b 『菅江真澄全集』第二巻 東京：未来社.

山田孝雄他編

1961 『今昔物語集』三（日本古典文学大系 24）東京：岩波書店.

山田龍雄他編

1977 『日本農書全集』1 東京：農山漁村文化協会.

柳田國男

1990 「地名の研究」『柳田國男全集』20 東京：筑摩書房（初出は1936年）.

吉田武三校註

1969 『三航蝦夷日誌』上巻 東京：吉川弘文館.